

広島県告示第七百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河田歯科医院	三原市宮浦四丁目一番三三号	令和六年七月四日
エスマイル薬局 かがみやま店	東広島市西条町御園字二四二〇番地二	令和六年七月一日